

日本LCA学会 国際委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、日本LCA学会国際委員会（以下、国際委員会）と称する。

(目的)

第2条 国際委員会は、日本LCA学会の国際的ネットワークの形成および維持、ライフサイクル的思考に基づく研究と実践に関する知見の蓄積と交換などを含む国際的交流の促進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 国際委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) エコバランス国際会議に係る将来計画の策定
- (2) 海外の関連団体との連携
- (3) その他、本委員会の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 国際委員会は20名以内の委員で構成するものとし、次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名または2名

2. 副委員長および委員は、会員の中から委員長が推薦し、会長が委嘱する。

(委員会)

第5条 原則として年3回、国際委員会を開催する。

2. 国際委員会は、委員長が招集する。

附則

この規程は、2019年6月20日に制定し、同日から施行する。